第2期土浦市障害者計画・ 第6期土浦市障害福祉計画・ 第2期土浦市障害児福祉計画(案) パブリック・コメントの実施結果

1 実施結果

募集期間	令和2年12月7(月)~令和2年12月28日(月)
募集方法	第2期土浦市障害者計画・第6期土浦市障害福祉計画・ 第2期土浦市障害児福祉計画(案)を市ホームページに 掲載したほか、本庁舎(障害福祉課及び情報公開室)、都 和支所、南支所、上大津支所、新治支所、神立出張所、 一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四 中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公 民館、新治地区公民館に設置し、郵送、ファックス、電 子メール、持参のいずれかにより募集を行いました。
意見提出者数	3名
意見件数	3件
市ホームページ閲覧数	99 件

2 提出された意見の内容(要旨)とその意見に対する市の考え方

No	意見
1	従前の計画に引き続き、「学校施設整備
	において、障害のある子どもが支障なく学
	校生活を送れるよう,学校施設の新増改
	築・大規模改造事業では、バリアフリー法
	等の関係法令に基づきバリアフリー化対応
	を実施していきます。」としている。しか
	し、小・中学校へのエレベーター設置が進
	んでいない。真鍋小、土浦小、新治義務教
	育の新築校舎のみである。階段昇降機の設
	置は荒川沖小のみであり、構造上設置でき
	ない学校もある。このため、学区内の指定
	学校への入学ができないケースもあり、大
	きな問題である。
	『上浦書しためとしいまれべくり計画』

『土浦市人にやさしいまちづくり計画』では、エレベーターの設置の事業期間を、当初、平成17年度~23年度の中期計画としていたが、その後、平成24年度~31年度の長期計画に変更した。大規模修繕時に実施される予定であったが、震災後の大規模修繕でも、エレベーターの設置は全く行われず、事業は完了していない。土浦市のこの計画は、文部科学省HPの「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」にも掲載されており、市民として恥ずかしい状態である。

今後、小中学校では給食配膳用のエレベーターが耐用年数を迎え、新たに設置する必

計画 (案)

「学校施設のバリアフリー化の促進」

市の考え方

エレベーターの設置につきまして は、現在、学校施設の新増改築・大規 模改造事業による工事を行う場合は、 エレベーターの設置を進めておりま す。

エレベーター未設置の学校においては、児童・生徒の状況を踏まえながら、適宜階段昇降機の設置を検討・実施いたします。

ご意見は、今後の事業推進の参考とさせていただきます。

要があると思われる。また、給食センター 新設に伴い、使用する食器を検討した際、 現在の配膳用エレベーターが小さく問題と なったため、より大型のエレベーターの設 置が望まれている状況である。この際、

「給食用配膳用エレベーターが耐用年数を 迎えた場合は、人も使えるエレベーターを 設置する」という計画に改め、確実にエレ ベーターの設置を進める必要があると考え る。

2 現在就労継続支援A型に通っており、同僚に聴覚障害者もいる。

月曜日と金曜日には、市役所に手話通訳 者が派遣されているが、毎日派遣してほしい。

また、法律相談などにも手話通訳者が派遣されれば便利になると思う。

計画 (案)

「手話通訳者による窓口対応」

ご意見は、手話通訳者・手話通訳士 の養成も踏まえながら、今後の事業推 進の参考とさせていただきます。

3 (要旨)

障害児福祉サービス量等の見込(活動指標)の児童福祉法によるサービスのうち、

「居宅訪問型児童発達支援」は、現在土浦 市では実施されていないようですが、実施 されていない理由と、今後の取り組み予定 を教えてください。

今後、市内で働くリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語療法士)を障害福祉の分野で活用いただける機会をお願いします。

計画 (案)

- 「障害福祉サービス等の体系図」
- ・児童福祉法によるサービス

居宅訪問型児童発達支援については、児童福祉法によるサービスのため、本市におきましても支給決定は可能です。

しかしながら、市内また近隣にサービス提供事業所が無く、利用実績が無い状況です。

ご意見は、今後の事業推進の参考と させていただきます。

「計画 (案) 一部修正 |

修正内容

- ・体系図の居宅訪問型児童発達支援の「<u>()</u>」を削除。伴い「注釈」を削除。
- ・児童福祉法によるサービスに、居宅 訪問型児童発達支援の「事業名・内 容」及び「実績」を追記。